



宮 崎 県 公 報

令和4年2月17日(木曜日) 第 281 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則

○長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課) 1	頁
告 示	
○民有林の保安林の指定予定 (2件) …………… (自然環境課) 2	
○民有林の保安林の指定解除…………… (“) 2	
○保安林の指定予定の通知 (2件) …………… (“) 3	
○保安林の指定解除の予定の通知…………… (“) 3	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先 人不明について…………… (“) 3	
○令和4年度における建設工事等の特定調達契約	

に係る競争入札参加資格等…………… (管理課) 3	
○道路の区域の変更 (3件) …………… (道路保全課) 4	
○道路の占用を制限する区域の指定…………… (“) 5	

公 告

○争議行為の通知…………… (雇用労働政策課) 5	
○土地改良区の役員の退任の届出…………… (農村整備課) 5	
○公共測量の実施の通知…………… (管理課) 5	
○入札公告…………… 5	
○落札者等の公告…………… 6	
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 7	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 7	

規 則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年2月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第4号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成21年宮崎県規則第27号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(認定申請書に添付する図書)	(認定申請書に添付する図書)
第3条 省令第2条第1項の規定により知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。 (1) <u>登録住宅性能評価機関の技術的審査(法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請(法第8条第1項の規定による変更の認定の申請を含む。以下「計画の認定申請」という。)</u> があった場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が、 <u>法第6条第1項各号の規定による基準に適合するかを審査することをいう。</u>)を受けた場合にあっては、 <u>当該登録住宅性能評価機関が交付する同項各号の規定による基準に適合することを示す書類</u> (2)~(4) [略]	第3条 省令第2条第1項の規定により知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。 (1)~(3) [略] (4) <u>その他知事が必要と認める図書</u>
2 省令第2条第3項の規定により知事が不要と認める図書は、次に掲げるものとする。 (1) <u>住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る計画の認定申請のうち、住宅型式性能認定書の写しを添えたもの</u> にあっては、 <u>計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、住宅型式性能認定書において、住宅性能評価の申請に</u>	2 省令第2条第3項の規定により知事が不要と認める図書は、次に掲げるものとする。 (1) <u>住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請(以下「計画の認定申請」という。)</u> のうち、 <u>住宅型式性能認定書の写しを添えたもの</u> にあっては、 <u>計画の認定申請に係る図書に</u>

<p>において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書</p> <p>(2) [略]</p>	<p>明示すべき事項のうち、住宅型式性能認定書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書</p> <p>(2) [略]</p>
--------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------

別記様式第 2 号中「氏名 印」を「氏名 氏名」に、「氏名 氏名」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、同様式 (注) 中 2 を削り、3 を 2 とし、4 を 3 とする。

別記様式第 3 号中「氏名 印」を「氏名 氏名」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、同様式 (注) 中 2 を削り、3 を 2 とし、4 を 3 とする。

別記様式第 4 号中「氏名 印」を「氏名 氏名」に、「氏名 氏名」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、同様式 (注) 中 2 を削り、3 を 2 とし、4 を 3 とする。

別記様式第 5 号中 「第 1 項 第 2 項」 を 「第 1 項 第 2 項 第 3 項」 に改める。

別記様式第 6 号中「氏名 印」を「氏名 氏名」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、同様式 (注) 中 2 を削り、3 を 2 とし、4 を 3 とする。

別記様式第 8 号中「氏名 印」を「氏名 氏名」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、同様式 (注) 中 2 を削り、3 を 2 とし、4 を 3 とする。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和 4 年 2 月 20 日から施行する。
(用紙に関する経過措置)
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。
(添付図書に関する経過措置)
- 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第 48 号) 附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる認定の処分に係る申請書に添付する図書については、この規則による改正後の第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

宮崎県告示第 110 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。
令和 4 年 2 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 民有林の保安林予定森林の所在場所 串間市大字大納字福連木 646-2 から 646-27 まで
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 111 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和 4 年 2 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町北郷字納間字松ヶ下 7946-1、7946-3
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 112 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 26 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定解除をする。

令和 4 年 2 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除に係る民有林の保安林の所在場所 えびの市大字末永宇白鳥1495-8 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 民有林の保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解除の理由 公共施設用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 113号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 4 年 2 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市豊満町2585-1、2586-1、2587-5、2587-6、2587-ロ、2587-37から2587-43まで、2587-46、2587-59、2587-61、2587-63、2587-65、2587-67、2590-23から2590-26まで、2590-28、2590-35から2590-37まで、2590-42から2590-46まで
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 114号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 4 年 2 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 小林市東方字大原2312-1、2326-10
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字大原2312-1・2326-10 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 115号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和 4 年 2 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字大河内字平708-8 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂流出防備保安林
- 3 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 116号

保安林の指定施業要件の変更予定(令和3年宮崎県告示第 880号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第 249号)第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 4 年 2 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
 - (1) 宮崎市役所
川野道雄
 - (2) 都城市役所
益留義春、鬼束チカノ、高崎信用販売購買利用組合、坂元文夫、椎屋喜吉、平野泰春
- 2 通知の要旨
 - (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
 - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和3年宮崎県告示第 880号によること。

宮崎県告示第 117号

令和4年度において、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年宮崎県規則第69号)第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)並びに競争入札参加資格審査の申請の方法及び時期等を次のとおり告示する。

令和 4 年 2 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
 - (1) 建設工事(建設業法(昭和24年法律第 100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。)
 - (2) 測量(測量法(昭和24年法律第 188号)第3条に規定する測量をいう。)
 - (3) 建設コンサルタント業務(公共工事の前払金保証事業に関する

る法律(昭和27年法律第 184号)第19条第 3号に規定する建設コンサルタントの業務のうち土木に関する工事の設計業務をいう。)

- (4) 地質調査業務(地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第 718号)第 2条第 1項に規定する地質調査をいう。)
- (5) 補償コンサルタント業務(補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第 2条第 1項に規定する補償業務をいう。)
- (6) 建築設計業務(建築士法(昭和25年法律第 202号)第 2条第 7項に規定する設備設計に関する業務又は同法第23条第 1項に規定する設計等の業務をいう。)

2 競争入札参加資格

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に關する要綱(平成20年宮崎県告示第 369号。以下「要綱」という。)に基づく知事の競争入札参加資格審査を受け、競争入札参加資格を有すると認められた者であること。

3 競争入札参加資格審査の申請の方法、時期等

- (1) 申請の方法
要綱第 5条に規定する申請書等(以下「申請書類」という。)を持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)により提出すること。

- (2) 申請書類の受付期間
申請書類は、案件毎に公告で定める期間内において随時(土曜日、日曜日及び祝日並びに令和 4年12月29日、同月30日、令和 5年 1月 2日及び同月 3日を除く。午前 8時30分から午後 5時まで)受け付ける。

- (3) 競争入札参加資格申請書の配布場所及び申請書類の提出場所並びに申請についての問合せ先

宮崎県県土整備部管理課建設業審査担当 宮崎市橋通東 2丁目10番 1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7176

なお、申請書類は、県庁ホームページ(社会基盤>土地・建設業>建設業>令和 4・5年度の入札参加資格審査申請について(WTO随時認定))の画面からダウンロードすることができる。

- (4) 申請書類の作成に用いる言語及び通貨
競争入札参加資格申請書の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

なお、競争入札参加資格申請書に添付する書類のうち外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格審査の結果は、郵便により通知する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び更新手続

- (1) 有効期間
競争入札参加資格を取得した日から令和 6年 3月31日までとする。

- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和 5年10月以降に予定している令和 6・7年度の競争入札参加資格審査の申請をすること。

6 その他

要綱に基づき 5(1)の有効期間に係る競争入札参加資格を有している者(この告示の公表の際現に競争入札参加資格の申請を行っている者を含む。)は、同じ業種の競争入札参加資格を要件とす

る競争入札については、この告示による申請の必要はない。

宮崎県告示第 118号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 4年 2月17日から同年 3月 3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4年 2月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字下福良字仲塔1185番37地先から同郡同村同大字同字1204番22地先まで	旧	20.9~46.4	127.8
				新	35.0~69.5	127.8

宮崎県告示第 119号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 4年 2月17日から同年 3月 3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4年 2月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
22	県道	東郷西都線	児湯郡木城町大字石河内尾鈴国有林 224林班ぬ小班から同郡同町同大字尾鈴国有林 224林班よ小班まで	旧	34.3~45.5	152.2
				新	34.3~63.4	152.2

宮崎県告示第 120号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 4年 2月17日から同年 3月 3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4年 2月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
313	県道	杉安高 鍋線	西都市大字 穂北字串木 895番1か ら同市同大 字字南田10 38番2地先 まで	旧	9.3～ 28.5	298.8
				新	11.7～ 29.1	297.3

宮崎県告示第 121号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 4 年 2 月 17 日から同年 3 月 3 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 2 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字下福良字仲塔1185番37地先から同郡同村同大字同字1204番22地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 4 年 3 月 4 日

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第 1 項の規定により、井上病院労働組合から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

令和 4 年 2 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 争議行為の目的

2022年度賃金および諸要求について

2 争議行為の日時

令和 4 年 2 月 25 日 午後 5 時 30 分から争議解決に至るまで

3 争議行為を行う場所

宮崎市大字芳土 80 番地
医療法人清芳会 井上病院内

4 争議行為の概要

ストライキを含むいっさいの争議行為

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、今町土地改良区（都城市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和 4 年 2 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	東 前 高 男	都城市今町7050番地

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について高鍋土木事務所長から次のとおり通知があった。

令和 4 年 2 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量（空中写真測量）

2 作業地域

宮崎県児湯郡新富町地内

3 作業期間

令和 4 年 1 月 26 日から令和 4 年 3 月 10 日まで

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 4 年 2 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名、数量及び規格等 宮崎県広報紙「県広報みやざき」及び宮崎県議会広報紙「県議会の動き」の印刷（単価契約）
令和 4 年度発行予定部数 2,052,000部（毎号約 342,000部×年6回） 「県広報みやざき」8ページ、「県議会の動き」4ページでいずれもA4判・4色カラー
- (2) 調達案件の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- (4) 納入場所 総部数のうち、4,500部を宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室へ納入し、残りの部数はこん包の上、宮崎県が指定する場所へ配送する。
- (5) 入札方法 (1)の調達件名について入札を実施する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
ア 令和 4 年宮崎県告示第92号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が印刷類で、種目が平版活版のものであること。

- イ 令和2年度又は令和3年度に4色カラーのページを12ページ以上含む刊行物の印刷の実務実績を有する者であること。
- ウ 宮崎県が各発行月ごとに最終の色校正を確認した日から、8日以内に4,500部、10日以内に残りの部数の印刷（こん包、仕分け及び配送を含む。）が可能な機械設備及び人員体制を自社で有している者であること。
- エ デザイナー及び制作責任者を調達案件に係る業務に専任で配置できる者であること。
- オ 連絡を受けてからおおむね2時間以内に、デザイナー又は制作責任者を宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室又は宮崎県議会事務局政策調査課に到着させることができる者であること。
- カ 色校正後の文字の修正、色の変更、写真の差替え等に即時対応できる者であること。
- キ 事業協同組合が入札に参加する場合には、組合員である者は、当該入札に参加することはできない。
- ク 入札説明会に参加した者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類（以下「証明書」という。）を令和4年3月23日までに宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室に提出し、事前に審査を受けること。
- なお、入札者は、証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法
- 2(1)アに掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。
- (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208
- (2) 申請書類の受付期間 令和4年2月17日から令和4年3月23日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。
- なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- (2) 期間 令和4年2月17日から令和4年3月30日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで）
- 5 入札説明書及び印刷仕様書の交付場所及び交付期間
- (1) 交付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- (2) 交付期間 令和4年2月17日から令和4年3月23日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで）
- 6 入札説明会の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁1号館1階会計管理局物品管理調達課入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- (2) 日時 令和4年3月1日午後2時
- 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- (2) 提出期限 令和4年3月30日午後2時（送付にあっては、令和4年3月29日午後5時必着）

- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。
- 8 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁1号館1階会計管理局物品管理調達課入札室
- (2) 日時 令和4年3月30日午後2時
- 9 入札保証金
- 入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。
- 10 入札の無効に関する事項
- この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 11 落札者の決定の方法
- 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。
- 12 契約に関する事務を担当する部局等
- 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- 13 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 14 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) この競争入札による調達は、当該調達に係る令和4年度宮崎県一般会計予算の成立を条件とする。
- (4) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書及び印刷仕様書による。
- 15 Summary
- (1) Nature and Quantity of Goods and/ or Services Required: Printing of the Miyazaki Prefectural Government's Newsletters "Kenkoho・miyazaki," and "Kengikai no ugoki." Estimated number of copies to be required: 2,052,000 (342,000 copies × 6 times a year)
- (2) Deadline for Submission of Tenders: 2:00 p.m. 30 March, 2022
- (3) Contact Point for Inquiries: Article Procurement Section, Article Management and Procurement Division, Treasury Bureau, Miyazaki Prefectural Government, Tachibana-dori Higashi 2 - 10 - 1, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, Japan 880-8501 TEL: 0985-26-7208

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和4年2月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- NC自動プログラミングCAD/CAMシステム一式 4セット
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
- 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号

- 3 落札者を決定した日
令和4年2月2日
- 4 落札者の氏名及び住所
大栄機工有限会社 宮崎市吉村町久保田甲 912番地1
- 5 落札金額
62,817,040円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和3年12月23日

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和4年1月31日現在次のとおりである。

令和4年2月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,042人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 212,761人

宮崎県選挙管理委員会告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和4年1月31日現在次のとおりである。

令和4年2月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

東臼杵郡選挙区 7,639人

--	--